



# 鳥取県公報

令和3年3月19日（金）  
第9284号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定（118）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定（119）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（120）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3
	指定介護老人福祉施設の指定（121）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第118号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

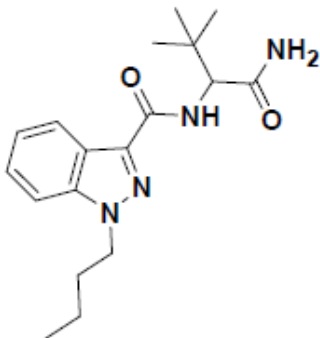
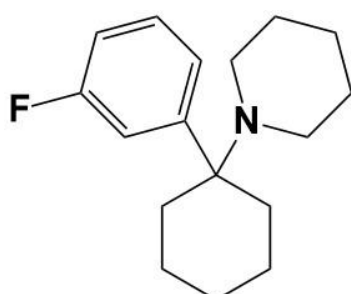
診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	心臓機能障害	山田 健作	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
整形外科	肢体不自由	石田 孝次	”
呼吸器内科	呼吸器機能障害	西井 静香	米子市両三柳1880 社会医療法人同愛会博愛病院
腎臓内科	じん臓機能障害	山本 直	米子市皆生新田一丁目8-1 独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院

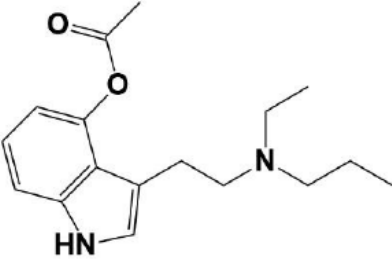
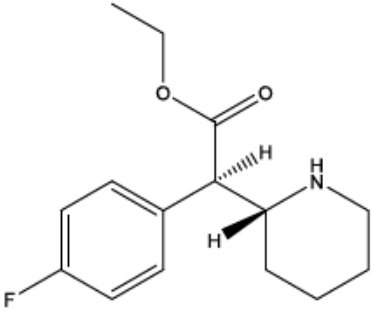
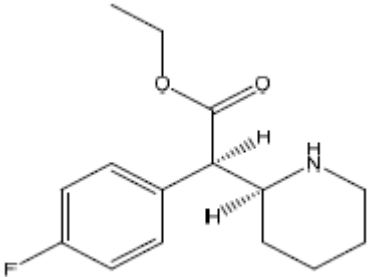
## 鳥取県告示第119号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
2-知(1)-13	ADB-BUTIN ACA	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類  
2-知(1)-14	3F-PCP、3-Fluoro-PCP	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類  

<p>2-知(1)-15</p>	<p>4-AcO-EPT</p>	<p>3- {2- [エチル (プロピル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類</p> 
<p>2-知(1)-16</p>	<p>threo-4-Fluoroethylphenidate</p>	<p>エチル= (R) -2-(4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2-(4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類</p> 
<p>2-知(1)-17</p>	<p>erythro-4-Fluoroethylphenidate</p>	<p>エチル= (R) -2-(4-フルオロフェニル) -2- [(S) -ピペリジン-2-イル] アセテート、エチル= (S) -2-(4-フルオロフェニル) -2- [(R) -ピペリジン-2-イル] アセテート及びそれらの塩類</p> 

鳥取県告示第120号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町横田字西谷242、243の2、字上ノ谷上平274の1、276の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第121号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月19日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

開設者の名称	介護老人福祉施設 の名称	介護老人福祉施設 の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取 県厚生事業団	湯梨浜はごろも苑	東伯郡湯梨浜町大 字上浅津407	令和3年3月14日	介護福祉施設サービ ス

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、若桜町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類

若桜都市計画伝統的建造物群保存地区

(2) 名称

若桜町若桜伝統的建造物群保存地区

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

教育系ネットワークセキュリティ強化に係るソフトウェアライセンス 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 利用期間

令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

## (4) 納入期限

令和3年6月30日

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年3月29日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

## (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7613

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

## (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和3年3月19日(金)午前11時から同年4月9日(金)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年3月19日(金)から同年4月9日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年5月10日(月)から同月17日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期間は、令和3年5月14日(金)午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年5月17日(月)午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアルに記載する方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年4月9日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件調達案件に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

Software license for strengthening educational network security

(2) April 9, 2021 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 17, 2021 noon : Time-limit for submission of tenders

(May 14, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7613